

園芸療法とは

アメリカで発達した園芸療法が本格的に日本に紹介されて 20 年余り経ちます。この間に、数多くの研修・研究グループが結成され、医療・福祉関係の諸施設でさまざまな実践活動が試みられるようになり、大学や専門学校による園芸療法士養成課程が創設され、日本における園芸療法に著しい進展がみられました。

今日における園芸療法の定義や解釈はさまざまですが、日本園芸療法学会では、園芸療法とその実践者である園芸療法士を次のように考えています。すなわち、園芸療法とは、「医療や福祉の領域で支援を必要とする人たち(療法的かかわりを要する人々)の幸福を、園芸を通して支援する活動」であり、園芸療法士とは、「これを実践するために欠かせない豊かな人間性と高度の知識・技術をもつ専門家」です。

I 認定登録園芸療法士の受験資格

(2015 年度から、認定登録園芸療法士の受験資格が一部、変更になりました。ご注意ください。)

1) 一次試験(筆記)

四年制大学もしくは同等と認められるものを卒業し、園芸療法に関する実習 500 時間を修了した者は、筆記試験および面接試験に合格後、認定登録園芸療法士になることができます。

ただし、500 時間の実習に関しては、日本園芸療法学会 専門認定登録園芸療法士の指導のもとでなければなりません。やむなく専門認定登録園芸療法士の指導が受けられなかった場合は、事務局に 500 時間の実習内容証明書を提出の上、相談してください。

2) 二次試験(面接)

学会認定教育機関(東京農業大学・IWAD 環境福祉専門学校)、もしくは学会認定教育講座(日本園芸療法研修会・**園芸療法研究会西日本(当会)**・千葉大学)で 200 時間の座学(講義および演習)と 500 時間の実習を修了した者に関しては、筆記試験が免除となります。

二次試験(面接)に関する出願方法は、従来どおり日本園芸療法学会の認定教育機関もしくは、認定教育講座から申請してください。